

# ゆうらぎ訪問介護ステーション

## 日常生活支援総合事業料金表

### (1) 第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）の利用料

#### 【基本部分】 身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
訪問型サービス(現行相当) I (1月につき)	週1回程度の訪問型サービス(現行相当)が必要とされた者 (事業対象者・要支援1・2)	11,680円/月	1,168円	2,336円
訪問型サービス(現行相当) II (1月につき)	週2回程度の訪問型サービス(現行相当)が必要とされた者 (事業対象者・要支援1・2)	23,350円/月	2,335円	4,670円
訪問型サービス(現行相当) III (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型サービス(現行相当)が必要とされた者 (事業対象者・要支援2)	37,040円/月	3,704円	7,408円
訪問型サービス(現行相当) IV (1回につき)	1月の中で全部で4回までのサービス(現行相当)を行った場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,660円/回	266円	532円
訪問型サービス(現行相当) V (1回につき)	1月の中で全部で8回までのサービス(現行相当)を行った場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,700円/回	270円	540円
訪問型サービス(現行相当) VI (1回につき)	1月の中で全部で12回までのサービス(現行相当)を行った場合 (事業対象者・要支援2)	2,850円/回	285円	570円
訪問型サービス(現行相当) 短時間 (1回につき)	20分未満の訪問型サービス(現行相当)を行った場合 (1月の中で22回まで利用可能)	1,650円/回	165円	330円

## (2) 第1号訪問事業（緩和した基準による訪問サービス）の利用料

### 【基本部分】 生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
訪問型サービス(緩和基準) I (1月につき)	週1回程度の訪問型サービス(緩和基準)が必要とされた者 (事業対象者・要支援1・2)	9,980円/月	998円	1,996円
訪問型サービス(緩和基準) II (1月につき)	週2回程度の訪問型サービス(緩和基準)が必要とされた者 (事業対象者・要支援1・2)	19,960円/月	1,996円	3,992円
訪問型サービス(緩和基準) III (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型サービス(緩和基準)が必要とされた者 (事業対象者・要支援2)	31,650円/月	3,165円	6,330円
訪問型サービス(緩和基準) IV (1回につき)	1月の中で全部で4回までのサービス(緩和基準)を行った場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,280円/回	228円	456円
訪問型サービス(緩和基準) V (1回につき)	1月の中で全部で8回までのサービス(緩和基準)を行った場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,310円/回	231円	462円
訪問型サービス(緩和基準) VI (1回につき)	1月の中で全部で12回までのサービス(緩和基準)を行った場合 (事業対象者・要支援2)	2,440円/回	244円	488円
訪問型サービス(緩和基準)短時間 (1回につき)	20分未満の訪問型サービス(緩和基準)を行った場合 (1月の中で22回まで利用可能)	1,410円/回	141円	282円

※金額の改定があった場合は、書面でお知らせいたします。

### 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円	400円
生活機能向上 連携加算 (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合	1,000円	100円	200円
介護職員処遇 改善加算 I	介護職員の更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象として算定	所定の単位数×13.7%		
介護職員等特 定処遇改善加 算 I	経験・技能のある職員に重点化した介護職員の更なる処遇改善を図ることを目的として算定	所定の単位数×6.3%		